北海道ＰＣＢ廃棄物処理事業監視円卓会議（第３９回）開催結果概要

１　日時
平成２８年１１月１４日（月）１４：２８～１６：２６

２　場所
ＰＣＢ処理情報センター（室蘭市御崎町１丁目９番地８）

３　出席者
監視円卓会議委員、登別市、伊達市、環境省、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（ＪＥＳＣＯ）
事務局（北海道、室蘭市）
傍聴者：１４名　報道：２社（北海道新聞・室蘭民報社）

４　内容
（１）第３８回監視円卓会議議事録について
（２）北海道ＰＣＢ廃棄物処理事業の進捗状況等について
（３）ＰＣＢ特別措置法の改正等について
（４）その他

５　議事概要（眞柄委員長欠席により吉田副委員長により議事進行）
（１）第３８回監視円卓会議議事録について
監視円卓会議として承認。

（２）北海道ＰＣＢ廃棄物処理事業の進捗状況等について
①　北海道事業の進捗状況等について
ＪＥＳＣＯから資料２－１～２－５に基づき説明。

・ベンゼン協定値超過により受入停止していた北九州事業について７月から受入を再開
・変圧器類、コンデンサ類の処理は平成28年8月末現在で、それぞれ81.4%、83.6%
・安定器・汚染物等の処理は平成28年8月末現在で、33.1%
・前回の監視円卓会議（平成28年６月２日）以降、トラブル事象２件、不具合事象34件、不具合事象未満24件発生
・９月21日に実施された総合防災訓練の結果の概要を報告

主な質疑等は以下のとおり。
（委　員）増設施設について、有価物の払い出しは無いのか。最初から有価物は出ないこととして説明されていたのか。金属とスラグは分離されて、金属は有価物として払い出されると期待していた。
（ＪＥＳＣＯ）増設施設については、スラグとして金属類も一体として溶融炉から排出されることから産業廃棄物として排出している。最初はスラグから金属類を回収可能な処理業者に委託する計画であったが、道内には該当する業者が無かったため、最終処分業者に委託することとなったもの。金属とスラグは比重差で分離する傾向にあり、実態としては最終処分業者において分離した金属として回収可能なものは有価物として回収していると聞いたことはある。
（副委員長）防災訓練について、除染はどのような方法で行われるのか。
（ＪＥＳＣＯ）事前に作業衣は切り取って搬送し、除染テントの中で水による除染を行っている。除染に用いた水はＰＣＢを含んだ水として回収し処理することとしている。

（副委員長）１都３県分の安定器の受入量が増えていき、１都３県分の処理が進んでいくこととなるのか。

（ＪＥＳＣＯ）２～３年で北海道事業エリア（１道１５県分）の処理を終え、それ以降はほとんどが１都３県分の処理が中心になると考えている。

② 環境モニタリング測定結果等について

事務局から平成28年度環境モニタリング測定結果及び立入検査の実施状況と平成27年度までの大気環境モニタリング測定結果について、資料２－６～２－８に基づき説明。

・前回会議以降、結果が確定した４月から８月までの測定結果では、環境基準等を超える項目はなかった。
・前回会議において指摘のあったベンゼンの一時的な環境基準値の超過月があることについて、平成27年度以降の大気環境モニタリング結果について説明し、測定値の推移及び傾向について説明するとともに、年平均値で評価されるベンゼンの環境基準の設定根拠について説明
・その他、前回の委員からの指摘、提案について道の対応状況について説明
・前回会議以降、５回の立入検査を実施。内訳は工程変更に伴う確認が２件、労災の発生に対する確認が２件、モニタリング実施時の運転状況を確認が１件となっており、指摘事項等としては労災への対応のほか、液状廃棄物の早期処理について助言を行っている。

主な質疑等は以下のとおり。

（副委員長）前回指摘した排出ガスの道のモニタリングのクロスチェックについては２年に１度程度の確認とし、他の測定についてはＪＥＳＣＯの測定の空白期間に行うこととして良いと考える。

（道）１１月のクロスチェックの結果も踏まえてそのように対応する。

（委　員）以前の活性炭の吸着の問題があり、検証結果が示されないまま経過している。万が一の場合に対応するためにも次回でも良いので検証結果を報告してもらいたい。

（　道　）ＪＥＳＣＯにおいても色々な検証を進めているが、専門的な内容であることから、ＪＥＳＣＯにおいてわかりやすい資料を作成してもらい、委員に報告することは検討しており、報告する機会を設けたい。

（３）ＰＣＢ特別措置法の改正等について

環境省からＰＣＢ特別措置法の改正等について、ＰＣＢ処理基本計画の内容を中心として、資料３に基づき説明。

・新たに第１章に「ＰＣＢ廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に関する基本的な方針」を加え、高濃度ＰＣＢ廃棄物を新たに定義し、ＪＥＳＣＯで処理すること、低濃度ＰＣＢは民間事業者で処理すること。処分期間を原則として計画的処理完了期限の１年前とすること。それぞれの関係主体の役割分担の明確化等を行った。
・処理の見込み量を毎年度公表することとし、処理事業の進捗を確認できるようにした。
・新たに第３章に「ＰＣＢ廃棄物の確実かつ適正な処理を計画的に推進するために必要な措置に関する事項」を加え、期限内処理を確実なものとするため、掘り起こし調査の充実やＰＣＢ特措法と電気事業法の届出の情報共有等について記載した。
・新たに第５章に「政府が保管事業者としてそのＰＣＢ廃棄物の確実かつ適正な処理のために実行すべき措置に関する事項」を加え、政府自ら率先した処理にあたり実行計画を策定するとともに実施状況を毎年公表することとした。
・来年度のＰＣＢ関連予算として、増額要求を行っており、地方自治体が行う掘り起こし調査への支援等、行政代執行のための支援費用の積立、ＪＥＳＣＯへの経年劣化に対する補

修・更新費用への補助、ＰＣＢ使用照明器具のＬＥＤ化によるCO_2削減推進事業による使用中のＰＣＢ使用機器の更新促進等を予定している。

主な質疑等は以下のとおり。

（委　員）ＰＣＢ処理の見込みを把握するとしているが、ＰＣＢの総量をどのように把握しようとしているのか。また、提案として解体業者をＰＣＢ使用機器の適正処理のスキームに取り込んでいくべき。さらに、低濃度ＰＣＢ廃棄物等の処理について、検査費用等の低減化や助成の実態把握が必要。法改正を実質的に機能させるために中小企業や市民等と共に考えていく体制を作り上げていくべき。

（環境省）ＰＣＢ総量の把握のために様々な主体からの情報を積み上げて見積もっているところ。まずは掘り起こし調査を迅速に進めていくことが重要と考えている。低濃度ＰＣＢの処理については無害化認定業者の増加により処理費用は低減に取り組むほか、今年度内に新たな検討会を立ち上げて検討を進めていく予定。

（委　員）ＰＣＢの製造量はわかっており、今まで処理されたＰＣＢ量や漏洩量が把握されていればその差がこれから処分すべきＰＣＢ量となる。これらの値を明確にすべき。

（環境省）これまでも調査は行われているものの、総量の把握は難しい状況。基本計画で定めているのは製造された製品を把握し確実に処理を進めるとともに、それらが市中にどれだけあるのか、掘り起こしにより全体像を把握することとしている。指摘についてはそのとおりであり、これから調査により深めていかなければならないと考えている。

（副委員長）ＰＣＢ濃度は機器によって様々であることから、市中に出回った数をベースにして把握していくのが現実的と考える。しかし、環境中のＰＣＢはこれまでに漏洩したものであり、これ以上漏洩が増えないよう対処するしかない難しい問題である。

（委　員）ＰＣＢ使用機器の適正処理に向けた周知が必要。低濃度ＰＣＢの分析にあたって必要な精度はどの程度のものであるのか。

（　道　）道に対しても相談はあるものの、特定の機関を紹介できないことから、インターネット等で検索を促している状況。

（委　員）今回の把握された例では、業者がたまたま低濃度ＰＣＢを把握していたため検査が実施されたが、どこに相談したら良いかわからない状況。価格についてのガイドライン等も示すべき。民間任せにするのではなく、相談や把握の体制を整備すべき。

（委　員）高濃度のものは産業界の協力を得て把握しやすいが、低濃度は国民の力を借りて行っていく等の別な掘り起こしの方法や予算の使い方を考えていくべき。

（委　員）低濃度のものは焼却処分するだけであり、分析する必要性がわからない。

（　道　）ＰＣＢ廃棄物として取り扱う必要がある絶縁油の濃度は0.5ppmであり、その判断ができる精度での分析が必要。

（副委員長）色々な意見が出されたが、以前から議論されていることであり、環境省が自治体と連携していく体制が作られていることは間違いないが、事業者が見つけてから処理されるまでの過程にコスト面等の困難さがあるため支援が必要ではないか。

（委　員）札幌市でアスベスト問題が生じているが、ＰＣＢについてはほとんど関心が示されていない。ＰＣＢだより等が回覧板で周知されているが中身が難しく理解されていない。もう少し市民目線で訴えていく必要があるのではないか。

（副委員長）次回会議で市民向けに基本的な内容についてどのような説明を行っているのか事例を示し、ＰＣＢだよりに添付するような工夫を検討いただきたい。

（委　員）回覧板で回付されているＰＣＢだよりはほとんど見られていないのが実態。ＰＣＢの問題は個人的な問題ではなく、企業向け問題として取り組まれてきた。漏洩事故があったがそれで危険度がわかって関心がちょっと増えたようになった程度。まだ、理解が進んでいないと感じる

（４）その他

事務局から参考資料２（平成28年８月に道内で発生したＰＣＢ使用安定器からの漏洩事故の概要）に基づき説明。

・羽幌町の公民館及び道の帯広建設管理部足寄出張所において相次いで漏洩事故が発生。
・幸い人への健康影響は認められなかった。
・平成12年の閣議了解において公共施設におけるＰＣＢ使用安定器を交換することとしており、いずれの施設も交換・回収され、残存しないものとしてされていたもの。
・しかし、事故の発生を受け、再度点検したところ羽幌町で４個、足寄出張所で１２個のＰＣＢ使用安定器が依然として使用されていたことが発見されたもの。
・無いとされていた施設でＰＣＢ蛍光灯安定器が使用されていた実態を踏まえて、道では９月に全庁的に再点検を実施するよう通知するとともに、市町村に対しても同様の通知を行ったところ。
・通知では、これまで該当なしとされていた施設においても、改めて全数を直接確認すること。無人の施設や指定管理者が管理を行っている施設も含め、徹底することとしている。
・調査結果については今後改めてフォローアップする予定であり、施設毎に具体的な実施状況について回答を求めていくこととしている。

主な質疑等は以下のとおり。

（委　員）平成13年度までに取り外しを行っているものもあると思うが、それらについても忘れずに管理されているのか、室蘭工業大学ではどうか。

（副委員長）実際に保管されていることを確認しており、国の予算で処理されるまで管理を継続することとなっている。他の学校等でも同様であると思う。

（委　員）町内会で管理されている街路灯は相当数あり、放置されているものもある。

（副委員長）関係省庁の管理分は毎年度公表されることとなっており、これからはデータの把握のため情報公開が進んでいくことを期待したい。